平成28年2月29日

毎週月.水,金曜日発行

富山県報

号 外

目

次

規 則

○富山県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める 規則

公営企業管理規程

○富山県電気事業保安規程の一部を改正する管理規程

2

1

·//····規 則

富山県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める 規則を次のように定め、公布する。

平成28年2月29日

富山県知事 石 井 降 一

富山県規則第3号

富山県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の施行期 日を定める規則

富山県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例(平成27年富山県条例第67号)の施行期日は、平成28年3月1日とする。

(企・電気課)

富山県電気事業保安規程の一部を改正する管理規程を次のように定め、公表する。 平成28年2月29日

富山県公営企業管理者

荒 木 勝

富山県公営企業管理規程第1号

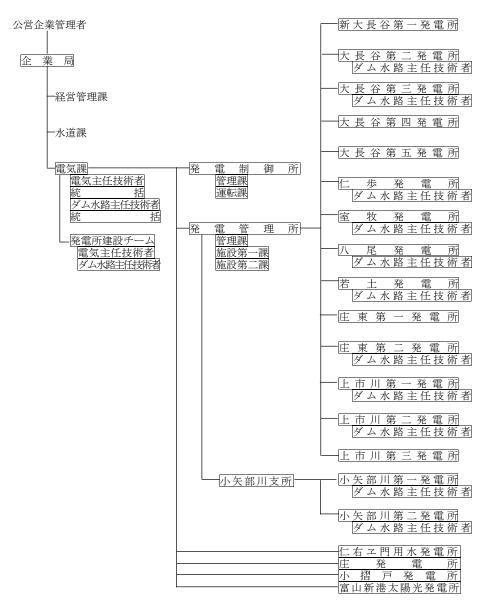
富山県電気事業保安規程の一部を改正する管理規程

富山県電気事業保安規程(昭和61年富山県公営企業管理規程第5号)の一部を次のように改正する。

別図を次のように改める。

別図(第4条関係)

保安に関する組織



(注) は保安関係組織を示す。

附 則

この管理規程は、平成28年3月1日から施行する。

(企・電気課)

平成28年2月29日印刷発行

発 行 富